

2025年度②

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法②

I 約束手形法における遡求の意義と、その要件について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 京都市に本店を置く甲株式会社(以下、「甲社」という)は、和食材の製造・販売をその事業内容とする公開会社であるが、大会社ではなく、金融商品取引所への上場会社でもない。甲社の機関設計は、取締役会及び監査役設置会社である。甲社の資本金は1億円、負債総額は10億円、総資産(簿価)は20億円である(いずれも直近の貸借対照表の数値)。甲社の取締役は、代表取締役社長A、代表取締役相談役B、専務取締役C、取締役営業部長Dの4名であり、監査役は、E1名である(いずれも、令和6年9月現在)。甲社は、老舗のいわゆる同族会社であり、AはBの長女、CはBの次男、DはBの三男、EはBの配偶者である。甲社の発行済株式はその全てをBが保有している。

令和6年9月、Aは、甲社が明治時代より保有している京都市左京区岩倉の遊休土地(以下、「本件土地」という)を売却し、その売却対価を原資として新規店舗の出店を行うことを企図した(以下、「本件売却」という)。Aが、懇意にしている不動産鑑定士に本件土地の売却価格の鑑定を依頼したところ、5億円との回答を得た。本件売却の動きを察知したDは、この動きに強く反発し、Aに抗議した。その理由は、Bの死亡による相続が発生した場合に、本件売却が実行されると、甲社株式の評価額(相続財産価額)が低下することにあつた。令和6年9月20日、Aは、同月27日を開催期日とする取締役会(以下、「本件取締役会」という)を招集したが、本件売却への反対が予想されるDには招集通知を发出しなかった。本件取締役会では、本件売却議案は、A、B、Cの3名が出席し、D、Eが欠席するなかで、A、Cの賛成、Bの反対で可決されたものとされ、その旨が議事録(以下、「本件議事録」という)に記載された。なお、本件議事録には、Dは所用により欠席と記載されており、実際に、当日、Dは東京に出張中であつた。

同年10月20日、甲社は、本件土地を、Xを買主として5億円で売却した(以下、

「本件売買」という)。その際、甲社は、Xに対して、本件議事録を手交していた。

本件売却の実行を知ったDが、訴えにより本件取締役会の決議の効力を争った場合、その主張が認容されるかにつき検討しなさい。また、甲社が、Xに対して本件売買の無効を主張できるかにつき検討しなさい。(40点)

〔2〕 大阪市に本店を置くX株式会社(以下、「X社」という)は、電子機器の開発・製造・販売をその事業内容とする公開・大会社であり、金融商品取引所のグロース市場に上場している。X社の機関設計は、監査等委員会設置会社であり、種類株式発行会社ではなく、その定款上の発行可能株式総数は3万株である。Y株式会社(以下、「Y社」という)は、X社と同業の大手であり、近時、マーケットでX社の株を買い増し、令和6年夏には、X社の株式の20%を保有している。

令和6年8月20日、X社は、取締役会決議により、1万株の募集株式の発行を決定した(以下、「本件新株発行」という)。本件新株発行により、X社の発行済株式総数は、1万株から2万株に増加する。X社の株価は、近時、1株30,000円程度で安定的に推移していた。X社は、本件新株発行の募集事項を同年8月22日に公告した(以下、「本件公告」という)。本件公告では、①払込期日は、同年9月10日とする。②その払込金額は、1株につき28,000円とする。③特定第三者であるZ社にすべての新株を割り当てる。④資金の用途は、設備のリニューアルである。とされていた。同年9月10日、Z社による全額の払込みが完了したが、実際の払込金額は、1株26,000円であり、また、その実際の資金用途も、設備のリニューアルではなく、親密企業であるZ社との提携の強化にあった(以下、「本件実情」という)。

令和6年11月10日、Y社は、X社の従業員からの内通情報により、本件実情を把握した。Y社が、本件新株発行の無効の訴えを令和6年11月20日に大阪地裁に提訴した場合、その訴えが認容されるかにつき検討しなさい。(40点)